四日市市立学校文書取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和８年１０月２０日

四日市市教育長　　廣　瀬　琢　也

四日市市教委訓令第１号

四日市市立学校文書取扱規程の一部を改正する規程

四日市市立学校文書取扱規程（平成１５年四日市市教委訓令第１号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><td colspan="3">改正後</td></tr>
<tr><td colspan="3">別表（第７条関係）
文書の記号
<table><tr><td></td><td>学校（幼稚園）名</td><td>記号</td></tr><tr><td>小学校</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>中学校</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td rowspan="4">幼稚園</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>幼稚園型認定こども園　内部幼稚園</td><td>内部幼</td></tr><tr><td>幼稚園型認定こども園　羽津幼稚園</td><td>羽津幼</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td></tr>
</table>

改正前

別表（第７条関係）

文書の記号

	学校（幼稚園）名	記号
小学校	（略）	（略）
中学校	（略）	（略）
幼稚園	（略）	（略）
	幼稚園型認定こども園　内部幼稚園	内部幼
	三重幼稚園	三重幼
	幼稚園型認定こども園　羽津幼稚園	羽津幼
	（略）	（略）

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

（教育委員会学校教育課）